国際婦人年連絡会 世話人 大倉多美子 橋本紀子 前田佳子

「こども家庭庁」設置に関する要望書

国際婦人年連絡会は、女性の地位向上・ジェンダー平等の実現を目指す NGO など全国組織 34 団体が結集し、活動している団体です。

政府は2021年12月21日、こども政策の司令塔となる「こども家庭庁」に関する基本方針を閣議決定しました。同庁は内閣府の外局として「2023年度のできる限り早い時期」に創設され、首相直属の機関として専任の閣僚と長官を置き、各府庁のこども政策を統括することになります。

しかし、当初「こども庁」としていた組織名を有識者会議でも反対意見が多く出されたにもかかわらず、突然に「こども家庭庁」とした理由は何か明確にすべきです。こどもを社会の「まんなか」と位置付けて新しく創設する組織という構想と、基本方針に書かれている「こどもの成長を支えるためには、家庭における子育てをしっかりと支えることが必要」には矛盾があります。家父長的な家族制度の再構築をねらい、女性の性と生殖に関する権利をせばめ、「子育ては家庭の自己責任」の流れを強めることが危惧されます。一方、児童虐待などで家庭にこそ苦しめられているこどものことも配慮し、「家庭」という言葉をあえて使わないことが求められます。

基本方針の文中には、「こどもや家庭」、「こどもやこどものある家庭」、「こどもや保護者等」と混在しています。「こどもまんなか社会の実現」には大いに賛成しますので、「こども庁」に名称を変更し、こどもを家庭と並列に位置付けるのではなく、こどもを前面に据えていることを「こども庁」として明確にすべきです。こどもをまんなかにしていくために、「家庭」ではなく、その周囲のさまざまな関わりをする方々を社会としてサポートする必要があります。

こども家庭庁には、内閣府の子ども・子育て本部と厚生労働省の子ども家庭局が移管されます。内閣府は少子化対策と児童手当、認定こども園、厚労省は虐待防止と保育、母子保健、ひとり親家庭支援を担当してきました。厚労省はいわゆる「母と子のための制度」を管轄しており、これに含まれる母体保護法と母子保健法と母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法なども移管されることになります。

こどもだけでなく女性に関わる法律が移管されてしまうと、避妊や中絶などの扱いが問題となります。 とりわけ母体保護法は、こどものための法律ではなく、女性のための法律であり、避妊や中絶などの問題 が弱められ、こどもを産むことが強調されかねません。ひとり親への就労支援もこどものための制度と いうよりもひとり親への支援であるため、ひとり親への支援の面が弱まることも危惧されるところです。 以上を踏まえ下記の点を要望します。

- 1. 「こども庁」を「こども家庭庁」とした明確な理由を示し、こどもと家庭を並列にするのではなく、 こどもをまんなかにすることを明示し、合わせて児童虐待などで家庭にこそ苦しめられているこど ものことを配慮し、当初の予定通り「こども庁」とすること。
- 1. こどもは「社会が育てるもの」との理念のもと、子育て家庭への税の再分配を増やし、家族政策支出、 教育支出などのこども関連の予算を大幅に増額すること。「こども庁」には、必要な予算や人材を配 備し、「こども庁」の施策の実行が、各自治体、地域等で有効に実施されるために必要な予算や人材 の確保、特に専門性の高い人材が、正当な処遇の下、配置されるようにすること。
- 1. 日本が1994年に批准した国連の「子どもの権利条約」に立ち戻って、すべてのこどもが平等な機会を与えられ、こどもの基本的人権が尊重される社会の実現をめざすこと。さらに2018年12月に公布された「成育基本法」に則り、成育過程にある者への切れ目のない支援を実施すること。
- 1. 新庁への移管にあたり、とりわけ女性やひとり親に関する法律の取り扱いが女性に不利にならないよう配慮し、女性の自立と権利を狭めないこと。

注:「こども」の表記は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針~こどもまんなか社会を目指す こども家庭庁の創設~」に準じた。

以上